

2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 金澤大輔
(コード番号 2389 東証プライム市場)
電 話 03-5745-3611

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2026年2月中旬又は下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月15日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

（1）基準日：2026年1月15日（木）

（2）公告日：2025年12月26日（金）

（3）公告方法：電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

https://www.digital-holdings.co.jp/ir/stocks_e_publicnotice/

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が公表した、2025年9月11日付「株式会社博報堂DYホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（その後の変更を含みます。）及び2025年12月4日付「株式会社博報堂DYホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社博報堂DYホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が2025年9月12日から開始しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満であったことから、当社は、公開買付者からの要請により、本臨時株主総会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、下記①及び②の新株予約権を総称していいます。

① 2023年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（行使期間は2023年3月1日から2027年3月31日まで）

② 2024年10月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権（行使期間は2025年1月1日から2028年3月31日まで）

以上